

7. 景観計画の推進に向けて

7-1. 村・住民・事業者の協働による景観形成の推進

良好な景観形成を実現するためには、村・住民・事業者が連携し、それぞれの役割を認識しながら協働して取り組む必要があります。

村の役割としては、国・県と連携して、景観形成の基盤となる関係組織の位置付けや、ルールづくり、住民の景観づくりに関する活動支援、意識啓発等があげられます。

住民・事業者の役割としては、景観形成のためのルールづくりへの参加、ルールの遵守、身近な景観形成への取り組みを行うことがあげられます。

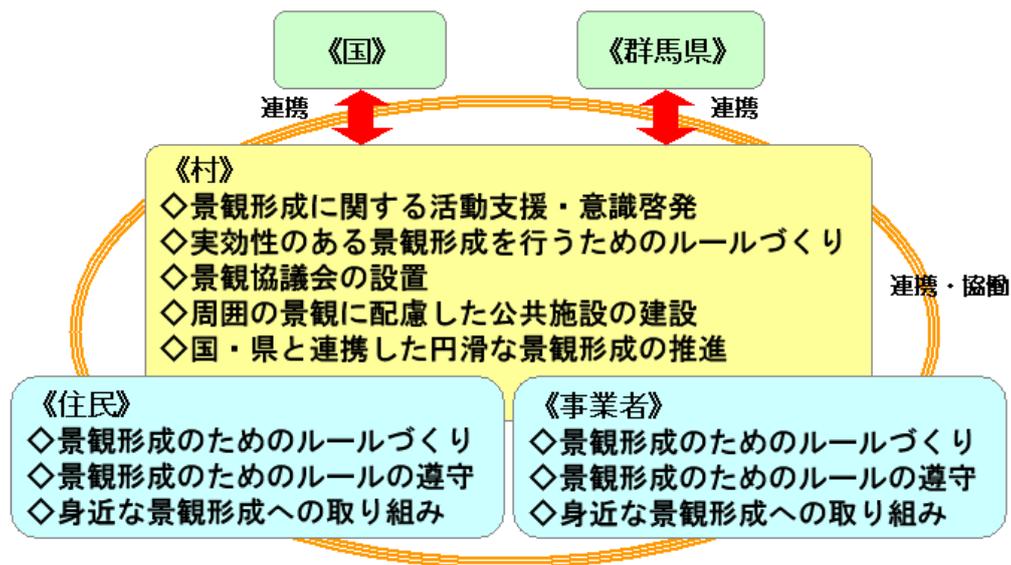


図 景観形成に向けた役割分担

7-2. 景観計画の運用体制の整備

庁内の全ての職員が景観形成の理念を十分に理解し、その具現化に努めます。また、関係部署との組織的な連携を図り、推進体制の強化を図ります。

景観計画の運用にあたっては、景観審議会を設立し、その他必要に応じて、景観協議会の設立や景観整備機構の指定を行います。

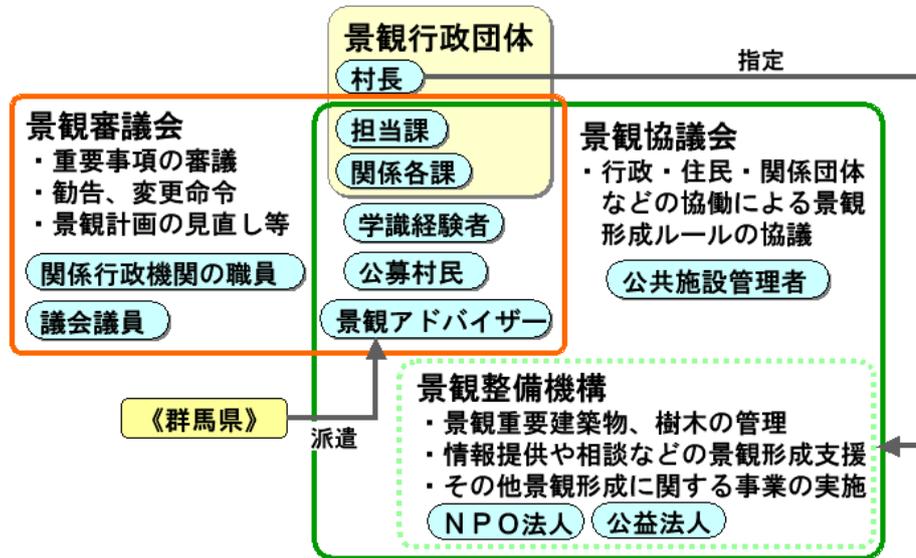


図 景観形成の運用体制

7-2-1. 景観審議会の整備

景観形成に関する重要事項の審議を行う機関として景観審議会を設置し、必要に応じて届出行為への勧告や、景観計画の変更を行います。

7-2-2. 景観協議会の設立

行政・住民・関係団体などが協働で、良好な景観形成に関するルールなどについて協議を行う、景観協議会の設立を検討します。

7-2-3. 景観整備機構の指定

良好な景観形成に向けて、景観形成に関する活動を行っている団体等を景観整備機構として指定し、協働した取り組みを行うことを検討します。

7-3. 事前相談制度の整備

建築行為、開発行為を行う場合には、担当窓口で事前相談を受けることのできる体制整備を検討します。これにより、景観計画に定めた景観形成のイメージを村と行為者で共有し、景観形成基準の適正な反映を図ります。また、県から専門的な知識を有する景観アドバイザーの派遣を受け、必要に応じて事前相談や審査の際にアドバイスを受けることのできる体制整備を図ります。

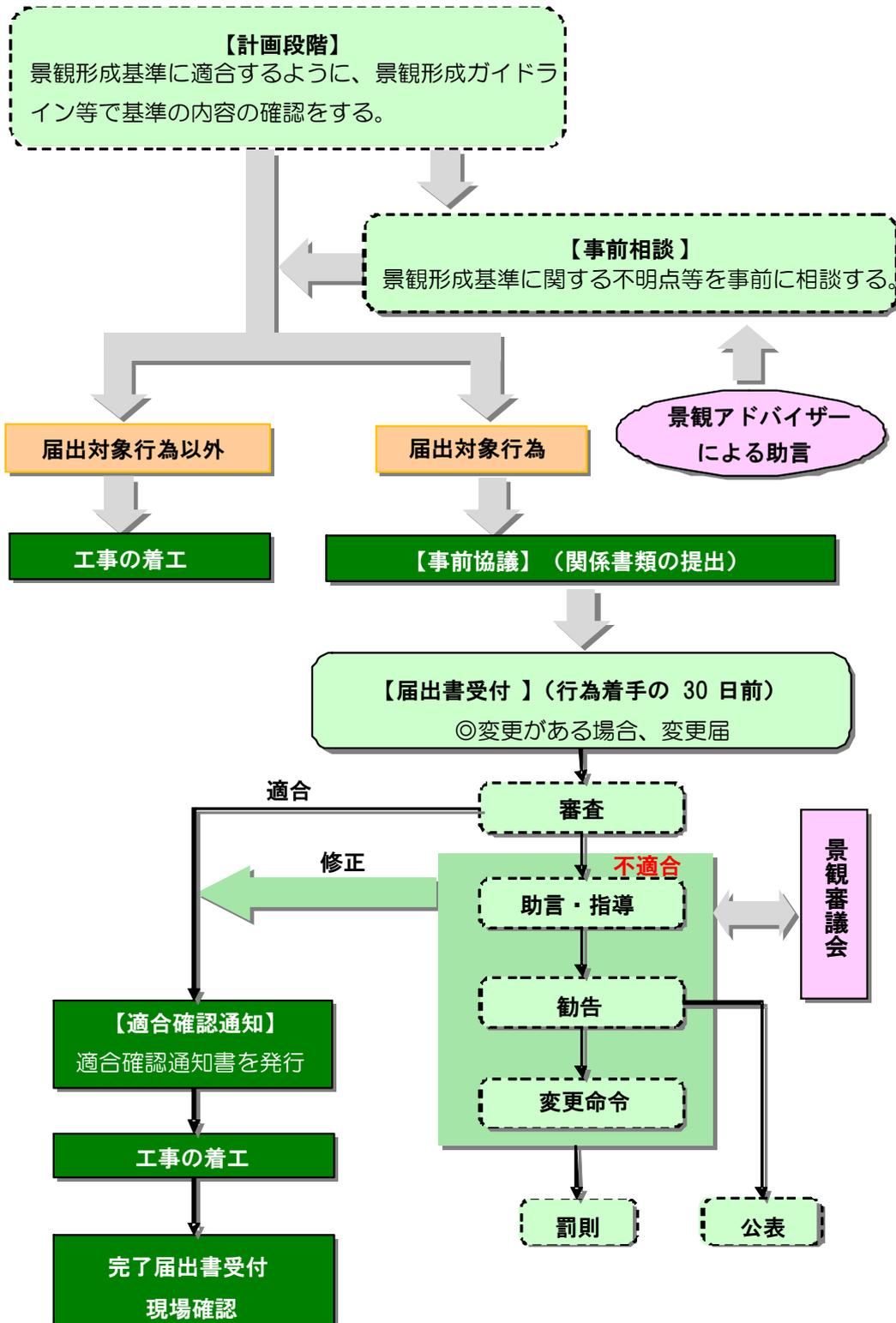


図 届出に関する手続きの流れ